

産前産後期間の免除制度が始まります。



次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民保険料が免除される制度が始まります。

1. 国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

2. 対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方



3. 施行日

平成31年4月1日

4. 申請方法

出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※ ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

申請先

住民登録している市（区）役所、町村役場の国民年金担当者窓口へ申請書を提出してください。

申請書類

申請書は、提出ができる平成31年4月から年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口に備え付けます。また、平成31年4月以降からホームページからもプリントアウトすることができるようになる予定です。

<Q&A>

Q1 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A1 産前産後期間として認められた機関は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

Q2 産前産後期間の免除の申込みを行いたいのですが、何か必要な書類はありますか？

A2 出産前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。また、出産後に届書の提出をする場合には、出産日は市区町村で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係（35-2124）へお問合せください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-72-5004, 5005（自動音声案内）